別表　研修員手当の号別表　［第一条関係］

区分	月額	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号	16号	17号	18号	19号	20号	21号	22号	23号	24号	25号	26号	27号	28号	29号	30号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア		760,700	738,700	716,700	694,700	672,700	650,700	628,700	606,700	584,700	562,700	540,700	518,700	496,700	474,700	452,700	430,700	408,700	386,700	364,700	342,700	320,700	298,700	276,700	254,700	232,700	210,700	188,700	166,700	144,700	122,700
大洋州														パプアニューギニア																	
北米																															
中南米																															
欧州																															
中東																															
アフリカ																															

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で改定されるときは、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の実額を加減した号俸の設定が必要となる。

附　則

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。